

## 特例看護職員制度について

平成26年4月から、従来の給与体系に加えて新たな給与体系が適用される「特例看護職員」の制度が導入されました。

従来の制度と「特例看護職員」の制度との主な相違点は、下記の通りです。

採用候補の皆様には、採用手続き時にどちらかの制度を選択していただきます。

区 分	看護職員(従来通り)	特例看護職員 (特別賞与制度選択者)
適用基本給表	医療職基本給表(三)	同左
初任給、諸手当、昇給	本学給与規程による	同左
期末・勤勉手当 (賞与)	支給する (6月、12月)	同左
特別賞与の支給	支給しない	支給する
特別賞与の支給 時期	—	6月、12月の期末・勤勉手当支給日
特別賞与の額	—	<支給期ごとに> 108,000円 ※ただし、採用後6ヶ月以上の者
退職手当	支給する (退職時の支給割合により決定)	支給しない (退職手当規程を適用しない)
福利厚生 (社会保険、年金 等)	文部科学省共済組合、雇用保険、 労災保険に加入	同左 (文部科学省共済組合貸付規程による各種貸 付制度の利用について一部制約があります。)
休暇	本学規程による付与 (年次休暇、特別休暇等)	同左

滋賀医科大学総務課人事係

T e l : 0 7 7 - 5 4 8 - 2 0 1 7